

愛媛県医療施設等生産性向上・職場環境整備等支援事業 QA

No	質問	回答
1	給付金の支給対象施設はどんな施設でしょうか。	令和7年3月31日時点で診療報酬のベースアップ評価料を届け出ており、愛媛県内に所在し、申請日時点で運営している病院、有床診療所、無床診療所(医科、歯科)及び訪問看護ステーションです。
2	令和7年度にベースアップ評価料の届出を行った施設は対象となりますか。	対象となりません。本事業は令和6年度厚生労働省補正予算を財源としているため、令和7年3月31日までにベースアップ評価料の届出を行った医療施設等が対象となります。
3	いつからいつまでの経費が対象となりますか。	令和6年4月1日から令和8年3月31日までの取組みが対象となります。
4	本事業の申請額算出における許可病床数には、一般病床以外の病床も含まれますか。	申請日時点における、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床等、医療法上の許可病床数の合計となります。
5	他の補助制度等との併用は可能ですか。	重複する他の補助金等との併用は不可となります。
6	機器の購入や処遇改善を行ったことを証明する書類(領収書等)について、実績報告等の際に添付書類として提出する必要がありますか。	証拠書類の添付は不要です。ただし、当該帳簿等及び証拠書類は、補助金の額の確定の日(事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後、5年間保管してください。
7	まだ事業に取り組んでいないが、概算払いはできますか。	概算払いはできません。実績報告書を提出いただき、精算払いでお支払いをします。
8	補助対象経費に消費税額を含めていいでしょうか。	消費税及び地方消費税に相当する経費は給付の対象ではありませんので、申請時には税抜き金額をお願いします。
9	当座預金やネットバンキングを利用しており、通帳の写しを提出することができない場合はどうしたらいいでしょうか。	「金融機関名」「支店名」「口座種別」「口座名義人(フリガナ)」が分かる書類やネットの画面を出力したもの又は写真で写したものを添付ください。

○対象となる取組みについて
(ICT機器等の導入による業務効率化)

10	給付金の支給対象となる取組のうち、「ICT機器等の導入による業務効率化」について、具体的にどういった取組みが対象となるか教えてください。	○ 導入により施設内の業務効率化に資するICT機器等の導入経費が対象となります。 ○ 例えば、タブレット端末、離床センサー、インカム等の機器が想定されますが、これ他の機器以外にも、施設内の業務効率化に資するもの(例:マイナンバーカードのカードリーダー、業務効率化に資する医療機器やロボット等)であれば、幅広く対象となり得ます。 ○ また、ソフトウェアなどについても、導入により施設内の業務効率化に資することが認められるものであれば給付の対象となり得ます。 ※ただし、既に設置している機器の更新等は対象となりませんのでご注意ください。
11	「ICT機器等の導入による業務効率化」について、ICT機器等の導入に附随して導入が必要な設備(Wi-Fi、ルーターなど)や、サービスの導入に伴う発生する毎月の利用料のようなランニングコストなども給付対象となりますか。	業務効率化の目的に資するもので、事業の対象期間内に生じる経費については対象になり得ます。
12	ICT機器等の導入は、リース契約で導入する場合も対象となりますか。	事業の対象期間内に生じる経費については対象になり得ます。

13	「ICT機器等の導入による業務効率化」の取組を検討していますが、機器の導入費用が支給額(基準額)に満たない場合はどうすればいいでしょうか。	給付金の支給対象となる取組に係る経費が基準額より低い場合は、支給対象となる取組の額を支給します。ただし、事業の目的を踏まえ、「給付金を活用した更なる賃上げ」による職員への一時金の支給などにより、支給額(基準額)以上の取組となるようご検討ください。
----	---	---

○対象となる取組みについて
(タスクシフト/シェアによる業務効率化)

14	医師事務作業補助者、看護補助者等の職員の新たな配置によるタスクシフト/シェアによる業務効率化について、具体的にどういった経費が対象となりますか。	すでに雇用している医師や看護師等の職員の負担軽減のために、新たに医師事務作業補助者や看護補助者などの職員を雇用する際の人件費が対象となります。 また、従前から勤務している職員が、 ①新たに医師や看護師等の職員の負担軽減に資する業務に配置された場合の人件費 ②非常勤職員から常勤職員に雇用形態が変更となり、実質的に新たに職員を配置する場合と同等程度の業務効率化が図られる場合の人件費 ③人材派遣・業務委託の経費(これにより新たに人員を配置してタスクシフト/シェアを行う場合の経費) も対象になります。
----	--	--

○対象となる取組みについて
(給付金を活用した更なる賃上げ)

15	「給付金を活用した更なる賃上げ」について、具体的にどういった取組みが対象となるのでしょうか。ベースアップ評価料による賃上げは給付金を活用した更なる賃上げとみなせるのでしょうか。	ベースアップ評価料による賃上げを「給付金を活用した更なる賃上げ」とはみなせません。 そのため、本給付金を活用して更なる賃上げを行う場合は、既に雇用している職員について、ベースアップ評価料で手当されている部分とは別にベースアップ・手当・一時金のいずれかによる賃上げを行う取組みが対象になります。 単に職員の人件費の基本給部分や定期昇給部分に充当し、上記のベースアップ・手当・一時金などの形で還元されない場合は、給付対象外です。
16	「給付金を活用した更なる賃上げ」について、対象職種の定めはありますか。	薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、看護補助者、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、義肢装具士、歯科衛生士、歯科技工士、歯科業務補助者、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士、保育士、救急救命士、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゆう師、柔道整復師、公認心理師、診療情報管理士、医師事務作業補助者、事務職員、その他医療に従事する職員(医師及び歯科医師を除く。ただし、40歳未満の若手医師・若手歯科医師はその限りではない。)に充てることができます。
17	公立病院は人事院勧告に準じて給与を増額している場合があります。この場合、ベースアップ評価料に係る収入を超える部分であれば、対象経費として考えてよいのでしょうか。	公立病院や地方独立行政法人が人事院勧告に準じて給与を増額している場合、当該増額部分のうち、地方交付税を当てていることが明確に判別できる部分に本給付金を充当することはできません。
18	令和5年度にすでに賃上げをし、そのまま維持している場合、令和6年度も賃上げをしているという判断をしてよいのでしょうか。	令和5年度の取組みは対象となりません。
19	法定福利費等の事業者負担の増加分は、「給付金を活用した更なる賃上げ」の対象となるのでしょうか。	単なる法定福利費等の増加分の支払いは、対象となる取組みに含まれません。 ただし、ベースアップ・手当・一時金のいずれかにより賃上げを行う取組に伴い生じる法定福利費等の事業主負担分の増加分に充当することは可能です。